

令和8年2月15日執行

宇美町長選挙及び宇美町議会議員一般選挙

立候補者の手引

宇美町選挙管理委員会



はじめに

「立候補者の手引」は、宇美町長選挙及び宇美町議会議員一般選挙の立候補予定者のために、公職選挙法（以下「法」）その他の関係法令のうち、主として立候補届出及び選挙運動に伴う諸届出などを抜粋したものです。

立候補に当たり、選挙運動や各種手続など、心得ておかなければならない事項について十分に理解し、明るく正しい選挙の執行にご協力ください。

なお、本手引に記載している事項以外にも重要な内容が多数ありますので、書籍「地方選挙の手引（令和7年）」や関係法令等を十分に研究してください。

目次

1. 主要事務スケジュール	1
2. 総括的事項	2
3. 候補者要件	2
4. 立候補の手続	3
5. 候補者に交付する物品、証明書類	7
6. 選挙運動	7
7. 選挙運動費用	14
8. 公費負担（選挙公営）	17
9. 開票及び選挙会	18
10. 選挙運動と政治活動に関するQ&A	19

1. 主要事務スケジュール

期日等			場所	項目
①	令和 7 年 12 月 25 日 (木)	10:00～12:00	2 階 大会議室	立候補予定者説明会
②	令和 8 年 1 月 26 日 (月) ～30 日 (金)	時間予約制 参考資料 「事前審査について」	1 階 多目的ホール	立候補届出関係書類等の事前審査
③	※告示日 2 月 10 日 (火)	8:30～17:00	1 階 多目的ホール	立候補届受付＜書類提出日＞
		17:15～		(候補者またはその代理人は立会可) 管理執行上のくじ① ・選挙公報掲載順位 ・投票所氏名等掲示
		—		<受付開始> ・選挙事務所設置(異動)届 ・出納責任者選任届(異動届) ・公営施設使用の個人演説会開催申出 ・選挙事務員等の届 ・選挙立会人選任届 ・立候補辞退届(同日 17 時まで)
④	2 月 12 日 (木)	～17:00	1 階 多目的ホール	選挙立会人選任届 提出期限
		17:15～	1 階 第 1 会議室	(候補者またはその代理人は立会可) 管理執行上のくじ②・選挙立会人選任
		17:30～	2 階 大会議室	選挙立会人説明会
⑤	2 月 15 日 (日)	7:00～20:00	小学校体育館	投票
		21:00～	2 階 大会議室	開票(選挙会) ※当選人決定後、当選証書付与式に関する 電話連絡を速やかに行います。
⑥	2 月 16 日 (月)	10:00～ 町長 10:30～ 町議	3 階 第 2 委員会室	当選証書付与式
⑦	3 月 2 日 (月)	～17:00	2 階 総務課	選挙運動費用収支報告書 提出期限

※小学校体育館以外の場所は、全て宇美町役場です。

2. 総括的事項

(1) 選挙事務の管理

令和8年2月15日執行の宇美町長選挙及び宇美町議会議員一般選挙の選挙事務は、宇美町選挙管理委員会（以下「町選管」）が管理します。

〔所在地〕 宇美町宇美五丁目1番1号

〔委員長〕 櫻木 幸弘

(2) 選挙長

選挙期日の告示日（2月10日（火））に告示をしますが、次の者を選任予定です。

〔選挙長〕 櫻木 幸弘

(3) 町選管に対する届出等の場所

候補者その他の関係人が、法又は法に基づく命令の規定によって、町選管に対して行う届出、請求、申出その他の行為は、次の場所において受け付けます。

〔所在地〕 宇美五丁目1番1号

〔場 所〕 宇美町役場1階 多目的ホール

(4) 選挙長に対する届出等の場所

選挙長が事務（届出、請求、申出）を取り扱う場所は、告示日（2月10日（火））に告示しますが、次の場所で取り扱う予定です。

〔所在地〕 宇美五丁目1番1号

〔場 所〕 宇美町役場1階 多目的ホール

(5) 選挙に関する届出等の時間（法270）

法の規定により、選挙長又は委員長（町選管）に対して行う問い合わせ、届出、請求、申出その他の行為は、8時30分から17時までの間に限られます。

3. 候補者要件

(1) 被選挙権（法10）

① 町長選挙

- ・ 選挙期日時点で満25歳以上の日本国民

② 町議会議員

- ・ 選挙期日時点で満25歳以上の日本国民
- ・ 宇美町に引き続き3か月以上住所を有する人

※次の人は立候補できません（法１１）

- （１）拘禁刑以上の刑を受け、まだ刑の執行が終わっていない人
- （２）拘禁刑以上の刑で、執行が免除されていない人
（ただし、一般犯罪による刑の執行猶予中の者は除く。）
- （３）公職にある間に行った収賄など特定の犯罪で有罪となり、
実刑期間経過後１０年間を経過しない人又は執行猶予中の人
- （４）選挙犯罪などで、法律により選挙権・被選挙権が停止されている人
- （５）公職選挙法等に定める選挙に関する犯罪により、選挙権、被選挙権が停止されている者
- （６）政治資金規正法違反で選挙権・被選挙権が停止されている人

（２）立候補の制限又は禁止

前記１により被選挙権を有する者は、候補者となることができますが、さらに次の立候補制限又は禁止に該当しないことが必要です。

①重複立候補の禁止（法８７）

ほかの選挙に立候補している人は、同時に宇美町の選挙には立候補できない。

②選挙事務関係者の立候補制限（法８８）

今回の選挙の投票管理者・開票管理者・選挙長は、その区域の同じ選挙に立候補できない。

③公務員の立候補制限（法８９・９０）

国・地方公共団体の公務員、行政執行法人又は特定地方独立行政法人の役職員は、辞めないと立候補できない（原則）。

④連座制による制限（法２５１の２・２５１の３）

候補者の関係者（出納責任者・親族・秘書など）が買収等の違法行為で有罪になると、候補者本人も５年間、同じ選挙に立候補できない。

4. 立候補の手続

（１）立候補の届出（法８６の４）

立候補の届出は、告示日（２月１０日（火））の８時３０分から１７時までの間に、郵送ではなく、選挙長（町選管）へ直接届け出なければなりません。

立候補の届出には、２種類の方法があります。

①本人届出 立候補者本人が自分で届け出る方法

②推薦届出 宇美町の選挙人名簿に登録されている人が、立候補者の承諾を得て届け出る方法

(2) 届出書類

【様 式】 ■ 「立候補届出関係諸用紙綴」

【参考資料】 ■ 「立候補届出関係諸用紙綴＜記入例＞」

本人届出の場合	推薦届出の場合
・ 候補者届出書（本人届出） 〔添付書類〕 ① 供託証明書＜供託書正本＞ （町長：50万円 町議：15万円） ② 宣誓書 ③ 戸籍の抄本又は謄本（3か月以内のもの） ④ 所属党派証明書 ※無所属の場合は不要 ⑤ 通称認定申請書 ※通称を使用しない場合は不要	・ 候補者届出書（推薦届出） ・ 候補者推薦届出承諾書 ・ 選挙人名簿登録証明書（推薦届出者全員） 〔添付書類〕 ① 供託証明書＜供託書正本＞ （町長：50万円 町議：15万円） ② 宣誓書 ③ 戸籍の抄本又は謄本（3か月以内のもの） ④ 所属党派証明書 ※無所属の場合は不要 ⑤ 通称認定申請書 ※通称を使用しない場合は不要

※③の取得について

戸籍抄本：本籍地でのみ取得可能

戸籍謄本：本籍地が宇美町外の方でも、宇美町役場で取得可能

(3) 候補者届出書記入に当たっての注意

①氏名

- ・ 戸籍上の本名を楷書で記入し、必ずふりがなを付ける
- ・ 戸籍の漢字を、常用漢字・人名用漢字に置き換えて書いてもよい（例：濱→浜）
- ・ 通称を使用する場合でも、届出書の氏名欄には本名を記入

②本籍・住所・生年月日

- ・ 戸籍簿、住民票のとおり正確に記入
- ・ 満年齢は「選挙期日現在（2月15日（日）現在）」の年齢を記入

③党派

- ・ 所属党派証明書に書かれた政党（または政治団体）の名称を記入
- ・ 証明書がない場合は、必ず「無所属」と記入

④職業

- ・ 兼職が禁止されている職に就いている場合は、その職名も記入
 - ・ 地方自治法92条の2の「議員の兼業禁止」に該当する場合は、その旨も記載
- ※特に公務員関係については、立候補制限があるため 具体的な職名を詳細に記載してください。例えば、単に「公務員」と記載するのではなく、「民生委員」「人権擁護委員」など、個別の職名を記載してください。また、兼業が禁止されている職に就いている場合は、その職名を「兼職禁止の職名」の欄に記載する必要があります。

(4) 供託手続について(法92)

立候補の届出をする場合、全ての選挙において、候補者ごとに一定額の現金又は国債証書を法務局に預け、その証明書を提出しなければなりません。これを「供託」といいます。供託は、当選を争う意思のない人が売名などの理由で立候補することを防ぐための制度です。申請方法は、インターネットを使用したオンライン申請と、OCR用紙を使用した紙申請があります。

供託手続に関して、ご不明な点等がある場合は、福岡法務局供託課(092-721-9184)までお問い合わせください。

種類	供託額
町長選挙	50万
町議選挙	15万

【参考資料】  「供託手続関係書類(福岡法務局)」

【URL】 福岡法務局ホームページ(供託関係)

<https://houmukyoku.moj.go.jp/fukuoka/static/2608kyoutaku.htm>



① 供託物の返還

無投票の場合又は候補者の得票数が供託物没収点に達する場合は、福岡法務局へ返還を請求することができます。

請求には、選挙供託金を取り戻せることの証明書が必要になりますが、選挙及び当選の効力が確定した後(3月3日(火)以降)に町選管で発行が可能となりますので、役場窓口(総務課)までお越しください。郵送での受取はできません。

区分	供託物没収点
町長選挙	有効投票総数 $\times 1 / 10$ 未満
町議選挙	有効投票総数 $\div$ 議員定数(12) $\times 1 / 10$ 未満

【例】 12月1日定時登録者数で投票率が50%の場合(全て有効投票の場合)

▶町長選挙の場合	有効投票総数 (29,983人 $\times 50\%$) $\times 1 / 10$	=	供託物没収点 1,499.150票未満
▶町議選挙の場合	有効投票総数 (29,983人 $\times 50\%$) $\div$ 議員定数 12 $\times 1 / 10$	=	供託物没収点 124.929票未満

(5) 通称使用認定について(法施行令89)

立候補届には必ず戸籍の氏名を記載しなければなりません。普段広く使われている名前(通称)を選挙で使いたい場合は、選挙長(町選管)へ「通称認定申請書」を提出し、認定を受ける必要があります。

① 通称が使われる場面

・立候補届出等の告示 ・新聞広告 ・選挙公報 ・投票所での氏名掲示

②通称の取扱い

・ひらがな・カタカナにする場合

読みに合わせてひらがな／カタカナにする場合 → 申請必要○

(例：宇美 太郎 → うみ 太郎)

・常用漢字等への置き換え

戸籍の漢字を常用漢字・人名用漢字に直す → 申請不要×

・誤字・俗字 → 正字の場合

正字に直す → 申請不要×

※常用漢字にない文字を読みから変える場合 → 申請必要○

(6) 立候補の受付

①日時 2月10日(火) 8時30分から17時まで

②場所 役場1階 多目的ホール

③受付順序

・8:30までに到着した人

「くじを引く順番を決めるくじ」を行い、次にその順番で「立候補届を受け付ける順番を決めるくじ」を行います。その結果にしたがって、立候補届を受け付けます。

・8:30以降に到着した人

到着順に受付します。同時に来た場合は、くじで順番を決めます。

(7) 事前審査 ※時間予約制

立候補手続等を適正・円滑に進めるため、全ての立候補予定者に、書類の事前審査を実施します。届出が不受理とならないよう、必ず事前審査を受けてください。

【参考資料】  「事前審査について」

5. 候補者に交付する物品、証明書類

立候補の届出が受理された候補者は、次の一覧表に掲げる物品、証明書類が選挙長（町選管）から交付されます。**紛失した場合、再交付されないので注意してください。**

	種類	数量	備考
①	選挙運動用自動車表示板	1 枚	自動車冷却器の前面に常時掲示
②	選挙運動用拡声機表示板	1 枚	拡声機送話口の下部に常時掲示
③	街頭演説用標旗	1 枚	街頭演説時に掲示
④	自動車乗車用腕章	4 枚	選挙運動用自動車に乗車する者が着用
⑤	街頭演説用腕章	11 枚	街頭演説に従事する者が着用
⑥	候補者用通常葉書使用証明書	1 枚	選挙運動用通常葉書の交付又は手持ちの葉書に選挙用の表示を受ける場合郵便局に提出
⑦	選挙運動用通常葉書差出票	1 冊	選挙運動用通常葉書を郵便局に差し出す際に添付
⑧	新聞広告掲載証明書	2 枚	希望する新聞社に提出、有料で広告を掲載
⑨	選挙運動用ビラ証紙	町長選挙 5,000 枚 町議選挙 1,600 枚	選挙運動用ビラに貼付
⑩	選挙運動費用の支出金額の制限について（通知）	1 通	
⑪	通称使用認定証明書	1 通	通称使用者のみ

6. 選挙運動

（１）選挙運動とは

選挙運動とは、「①特定の選挙について、②特定の候補者の当選を目的として、③投票を得、又は投票を得させるために選挙人に働きかけること」です。

（２）選挙運動ができる期間（法１２９）

2月10日（火）から2月14日（土）まで

（立候補届出が受理されてから投票日前日まで）

※投票日当日（2月15日（日））や立候補前の選挙運動（事前運動）は禁止されています。ただし、例外として、次の行為は認められています。

①立候補準備

- ・ 支持状況の調査（瀬踏み）
- ・ 候補者選考会
- ・ 供託物の供託

②選挙運動準備

準備行為として認められる行為は以下のとおりです。

- ・ 推薦を依頼するための内交渉
- ・ 選挙事務所などの借入れの内交渉
- ・ 選挙演説を依頼するための内交渉
- ・ 自動車などの借入れの内交渉
- ・ 出納責任者・運動員などになることの内交渉
- ・ 選挙運動員等の任務の割り振り
- ・ 選挙運動用ポスター・看板などの作成、印刷
- ・ 選挙運動用葉書の宛名書き、印刷
- ・ 選挙公報の文案の作成
- ・ 選挙運動費用の調達 など

ただし、上記の行為にあわせて投票依頼を行うと事前運動となり禁止されるので注意してください。

(3) 選挙事務所

①設置できる期間等

2月10日（火）から2月14日（土）まで（立候補届出日から投票日前日まで）、候補者1人につき1か所のみ設置可能です。

投票日当日（2月15日（日））は、投票所の入口から300メートル以内の区域に選挙事務所を設けることは禁止されています。前日（2月14日（土））までに閉鎖するか、300m以上離れた場所に異動してください。（異動した場合は届出が必要です。）違反した場合は処罰を受けることがあります。

【参考資料】☐資料「300メートル区域の表示（法第132条）」

②届出書類

- ・ 選挙事務所設置届（法130）

※届出できるのは 候補者本人又は推薦届出者（代表者）

※推薦届出者が届け出る場合は、候補者の「選挙事務所設置（異動）承諾書」、推薦者が複数であれば「推薦届出者代表者証明書」も添付してください。

③掲示物（法143）

掲示可能なもの ポスター、立札、看板、ちょうちん（数量1個）

規格等

項目	規格	数量
ポスター、立札、看板	縦350cm×横100cm以内	合計3枚まで（両面使用は2枚扱い）
ちょうちん	高さ85cm×直径45cm以内	1個まで

記載内容 ・事務所の存在を示すものに限る ・政見だけ、写真だけの掲示は不可

(4) 選挙運動をしてはいけない人

①選挙運動が禁止される人（法136）

選挙事務関係者：投票管理者、開票管理者、選挙長

特定公務員：裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会委員、警察官、徴税吏員

その他：18歳未満、選挙犯罪者

②公務員の地位を利用した運動（法136の2）

・職務上の権限や上下関係を使って選挙運動を行うことは禁止

③教育者の地位を利用した運動（法137）

・学校長や教員（公立・私立問わず、小中高、幼稚園等）が職務を利用して選挙運動をすることは禁止 ※洋裁学校や料理学校の教員は含まれない

(5) 選挙運動用自動車

①使用台数・表示（法141）

・選挙運動用自動車は候補者1人につき1台のみ使用可能です。

・町選管が交付する「選挙運動用自動車表示板」を自動車の前面に常時掲示してください。

②使用できる車の条件（法141）

・乗車定員10人以下、車両総重量3.5トン未満

令和8年1月1日法改正

③掲示物

項目	規格	数量
ポスター、立札、看板	縦273cm×横73cm以内	制限なし
ちょうちん	高さ85cm×直径45cm以内	1個まで

④乗車人数（法141の2）

候補者1人＋運転手1人＋その他4人まで

※その他4人は「自動車乗車用腕章」を着用してください。

⑤自動車上でできる活動（法141の3）

・停車中の演説（街頭演説用標旗を掲示）、連呼行為

・自動車上での連呼行為（流し連呼）

※上記以外の選挙運動はできません。

⑥警察署への許可手続（制限外積載・設備外積載・荷台乗車許可申請）

自動車に看板・スピーカー等を積載して運行する場合、積載方法によっては、道路交通法に基づく許可が必要になる場合があります。詳細は参考資料をご確認いただき、必要な場合は粕屋警察署で手続を行ってください。

【参考資料】☐「道路交通法の規定による設備外積載許可及び制限外積載許可の申請要領」

(6) 選挙運動用拡声機 (法 141)

候補者 1 人につき、拡声機は 1 セットまで使用できます。さらに、個人演説会の会場では、別に 1 セット使用できます。拡声機を使用する際は、町選管が交付する「選挙運動用拡声機表示板」をマイク下部に常時掲示してください。ただし、個人演説会会場で使用する拡声機には、掲示は不要です。

「拡声機 1 セット」とは

- ・マイク 1 個 + スピーカー 1 個 + 必要な増幅装置
- ・マイク、スピーカー、増幅装置が一体の電気メガホンは 1 台で 1 セット

(7) 選挙運動用通常葉書 (法 142)

選挙運動用通常葉書は、法の規定に基づき、公職の候補者が無料で差し出すことができる通常はがきです。町選管が交付する「候補者用通常葉書使用証明書」「選挙運動用通常葉書差出票」を基に、粕屋南郵便局で手続きしてください。

【参考資料】☐資料「選挙郵便のご案内 (粕屋南郵便局)」

(8) 選挙運動用ビラ

① ビラの種類と配布枚数

選挙運動に使えるビラは 2 種類までで、配布の上限枚数は「町長選挙: 5, 000 枚、町議選挙: 1, 600 枚」です。ビラを配布する際は、町選管が交付する「選挙運動用ビラ証紙」を貼付しなければ配布できません。

② 規格・内容

規格: A4 判以内 (29.7 cm × 21 cm)

ビラの表面に「配布責任者の住所・氏名」及び「印刷者の住所・氏名 (法人の場合は名称と所在地)」を記載しなければなりません。

内容については特に制限はありませんが、虚偽事項など、罰則に触れるようなことは記載できません。

③ 配布方法

ビラは次の場所でしか配布できません。

- ・新聞折込み
- ・選挙事務所内
- ・個人演説会の会場内
- ・街頭演説の場所

※ポスティングはできませんのでご注意ください。

(9) 選挙運動用ポスター (法 143 ~ 145)

選挙運動のために掲示できるポスターは、候補者 1 人につき 40 枚です。

① 規格

長さ 42 cm 以内、幅 40 cm 以内

令和 8 年 1 月 1 日法改正

②記載事項（表面）

- ・ 掲示責任者と印刷者の住所・氏名
- ・ 印刷者が法人の場合は所在地と法人名も記載

③掲示枚数

掲示場ごとに1枚のみ掲示可能

④掲示開始日

立候補届出が受理された後（2月10日（火）以降）

⑤掲示場の利用

- ・ 公営掲示場は40箇所
- ・ 自分の届出番号と同じ区画に掲示（他の候補者の区画には掲示不可）

⑥掲示場一覧の交付

1月30日（金）13時以降、町選管（役場1階 多目的ホール）で交付

（10）新聞広告（法149）

①回数等

選挙運動期間中（2月10日（火）から2月14日（土）まで）、新聞広告は2回まで有料で掲載可能です。広告を出すときは、町選管が交付する「新聞広告掲載証明書」を新聞社に提示して、お申込みください。投票日当日（2月15日（日））の新聞に掲載することはできません。

②規格・条件

- ・ 規格：横9.6cm、縦2段組以内
- ・ 記事下のみ、モノクロのみ
- ・ 広告費は候補者負担で、選挙運動費用に加算

（11）個人演説会（法161～165）

候補者は学校、その他の公営施設及び公営施設以外の施設を使用して個人演説会を開催することができます。公営施設を使用する時は、開催すべき日の前2日までに「公共施設使用の個人演説会開催申出書」を町選管に申し出てください。

公営施設の使用については、一候補者につき、同一施設（設備を含む）ごとに1回限り無料です。

（12）街頭演説（法164の5～164の7）

選挙運動として街頭で演説を行う際は、演説者がその場所にとどまって行うこと、町選管から交付される「街頭演説用標旗」を掲げなければいけません。走行中の車の上で行う演説や、歩きながら行う「流し演説」は禁止されています。

①従事できる者

候補者、運転手(1人)を除き最大限15人であり、町選管が交付する腕章を着けなければなりません。この腕章は自動車乗車用4枚、街頭演説用11枚の計15枚です。

②時間・注意事項

街頭演説ができるのは、8時から20時までです。病院や学校、幼稚園、保育所等の周辺では、周囲の静けさに配慮してください。また、長時間、同一の場所にとどまってしまうことのないよう努めてください。

(13) 選挙公報(法167)

候補者が選挙公報の掲載を受けようとするときは、「選挙公報掲載申請書」と「選挙公報原稿」及び「候補者写真」を、町選管へ提出しなければなりません。

【参考資料】  「選挙公報の手引」

(14) 戸別訪問の禁止(法138)

選挙人の家を訪ねて、投票を依頼したり、逆に投票させないように依頼する行為は、全て戸別訪問となり禁止されています。

また、どのような方法であっても、選挙運動のために家々を回って「演説会の開催を知らせること」「演説を行うことを告知すること」「特定の候補者の氏名や政党・政治団体の名称を言い歩くこと」は、禁止行為に該当します。

ただし、電話による選挙運動は法律上制限されていないため、選挙運動期間中(2月10日(火)から2月14日(土)まで)であれば自由に行うことができます。

(15) 選挙事務所における飲食物の提供(法139)

選挙運動に関して飲食物を提供すること(陣中見舞いや選挙運動員・労務者への差し入れなど)は、名義のいかんを問わず、一切できません。提供した場合は、提供した人が処罰されます。

①提供可能なもの

- ・湯茶や軽い菓子(例：せんべい、まんじゅうなど「お茶うけ」程度)
- ・次の条件に該当する弁当

対 象：選挙運動従事者及び労務者

場 所：選挙事務所で食べる弁当(事務所で渡すものに限る。)

金額制限：1人1食：1,500円まで 1人1日：4,500円まで

数量制限：1日15人×3食×選挙運動期間(5日間)＝合計225食まで

※1日の配分は自由(225食の範囲内であればまとめて配布可)

(16) 連呼行為の禁止 (法140の2)

選挙運動のための連呼行為を行うことはできません。ただし、8時から20時までの間に、個人演説会の会場および街頭演説の場所、選挙運動用自動車の上で行う連呼行為は例外として認められています。

なお、選挙運動のための連呼行為を行う者は、病院、学校、幼稚園・保育所等の周辺では、静けさを保つよう努めなければなりません。

※連呼行為とは、「短時間に同一内容の短い文言（例：〇〇党 うみ 太郎）を連続して反復して呼称すること」です。

(17) インターネット等による選挙運動 (法142の3)

有権者及び候補者・政党等は、SNS (X、Instagram、Facebook、LINE等) やホームページ、ブログ、動画共有サービス、動画中継サイト等を利用した選挙運動ができます。ただし、電子メールを利用した選挙運動は、候補者・政党等に限り認められており、有権者は禁止されています。

①禁止されていること (主なもの)

- ・有権者が電子メールを使って選挙運動を行うこと。
- ・18歳未満の人が選挙運動を行うこと。
- ・選挙運動用のホームページや電子メール等を印刷して、頒布すること。
- ・選挙運動期間外に選挙運動を行うこと。
- ・候補者に関して虚偽の事項を公開すること。
- ・当選させる、または当選させない目的をもって、氏名等を偽って通信すること。
- ・悪質な誹謗中傷行為を行うこと。
- ・候補者等のウェブサイトを改ざんすること。

詳細は総務省ホームページをご確認ください。

【URL】 https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo10.html



(18) 選挙期日後の挨拶行為の制限 (法178)

選挙期日後において、当選又は落選に関して、選挙人に挨拶する目的で次の行為をしてはいけません。当選又は落選に関しての挨拶と認められる限り、期限はありません。

- ・選挙人に対する戸別訪問
- ・自筆の手紙や、当選・落選に関する祝辞・見舞などの返礼の手紙、インターネットで配布される文書・図画を除き、文書・図画の配布や掲示
- ・新聞、雑誌等の広告の利用

- ・放送の利用
- ・当選祝賀会等の集会の開催
- ・自動車を連ねたり、隊伍を組んで往来するなど、氣勢を張る行為
- ・当選人の名前や政党その他政治団体の名称を言い歩く行為

7. 選挙運動費用（法179～201）

（１）出納責任者（法１８０）

出納責任者は、候補者の選挙運動費用の収支について全責任を負う人です。特に、選挙運動の費用は出納責任者でなければ支出できないため、その任務は非常に重要です。

①出納責任者の選任

選任できるのは候補者本人または推薦届出者（複数いる場合はその代表者）です。推薦届出者が選任する場合は、候補者の承諾が必要です。

候補者が自ら出納責任者になること、または推薦届出者が候補者の承諾を得て自らなることも差し支えありません。

②届出義務

項目	内容
選任（異動）した場合	「出納責任者選任届（異動届）」を提出
解任した場合	解任を証明する書面（推薦届出者が解任する場合は候補者の承諾証明書も）を添付
辞任した場合	辞任通知を証する書面を添付
不在の場合	「出納責任者職務代行開始届」を提出 （出納責任者に事故があった場合等は、選任者が職務を代行）

（２）会計帳簿（法１８５）

出納責任者は、選挙運動に関する全ての収入と支出を記録する帳簿を備えなければなりません。この帳簿は、選挙期日後に町選管に提出する「選挙運動費用収支報告書」の原本として非常に重要です。帳簿の目的は、選挙費用の収支を明確にし、国民に公開することで選挙の公正を守ることです。

【様 式】 [「会計簿」](#)

【参考資料】 [「会計簿＜記入例＞」](#)

※各自データでご作成頂いても構いません。

①帳簿の種類

収入簿：寄附金やその他の収入を記録

支出簿：選挙運動にかかった全ての支出を記録

②収入簿の記載

・収入は「寄附金」と「その他の収入」に分ける。

※会社・法人・団体・外国人からの寄附は禁止（政治資金規正法第21条・第22条の5）

③支出簿の記載

支出簿は、2つの科目に分類します。

・立候補準備のための支出

・選挙運動のための支出

さらに、支出は10費目に分け、日付順に1件ずつ記録します。

費目	内容
人件費	労務者、事務員、車上運動員の報酬 ※事前に町選管に届け出た人以外には支払えません。
家屋費	選挙事務所費：事務所や備品の借上料 集会会場費：個人演説会場や備品の借上料
通信費	・電話、電報（事務連絡のみ）、通常葉書や封筒（事務連絡用） ・電話架設費は事務所費に含む。
交通費	候補者以外の運動員、事務員、労務者にかかる費用
印刷費	ポスター、ビラ、葉書などの印刷費
広告費	立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機など
文具費	紙、筆記用具、事務所で使用した消耗品
食糧費	湯茶、菓子、運動員・労務者用の弁当
休泊費	休憩費・宿泊費
雑費	上記に当てはまらない費用 例：電気・ガス代、墨・ペンキ代など

（3）選挙運動員・労務者に対する報酬及び実費弁償の支給

①選挙運動員（事務員・車上運動員）※届出書の提出必要

令和7年6月28日法改正

・報酬の上限

種類	基本日額	超過勤務手当
事務員	15,000 円以内	支出不可×
車上運動員	20,000 円以内	

※事務員には、総括主催者、出納責任者、親族など特別な関係者は含まれません。

・従事できる人数

選挙の種類	1日の人数	期間中届け出可能人数	備考
町長選挙	9人	45人以内（1日の人数×5まで）	2月10日（火）～14日（土） （5日間）
町議選挙	7人	35人以内（1日の人数×5まで）	

・実費弁償（1人当たり）

令和7年6月28日法改正

鉄道賃、船賃、車賃	路程に応じた実費
宿泊料	1泊23,000円（食事2食含む。）
弁当料	1食1,500円（1日上限4,500円）
茶菓子料	1日1,000円 ※弁当を提供した場合は、支給額から実費を差し引く。

② 労務者（選挙運動のために雇った人）※届出不要

・報酬の上限

基本日額	超過勤務手当
10,000円以内	基本日額の50%以内（5,000円以内）

※弁当を提供した場合は、報酬から弁当の実費を差し引く。

・実費弁償（1人当たり）

令和7年6月28日法改正

鉄道賃、船賃、車賃	路程に応じた実費
宿泊料	1泊20,000円（食事は含まない。）

（4）選挙運動費用の支出制限額（法194）

候補者が選挙運動のために支出できる費用の制限額は、消費税も含め、次のとおりです。

① 選挙運動費用支出制限額

立候補届出受付時（2月10日（火））に通知します。

② 計算方法

- ・町長選挙 選挙人名簿登録者数（2月9日（月）現在）×110円＋固定額1,300,000円
- ・町議選挙 選挙人名簿登録者数（2月9日（月）現在）÷議員定数12×1,120円＋固定額900,000円

【参考】12月1日定時登録者数（29,983人）をもとに算出した場合

町長選挙：4,598,200円 町議選挙：3,698,500円 ※100円未満切り上げ

なお、出納責任者が制限額を超えて支出した場合、以下の措置が取られることがあります。

- ・出納責任者が処罰される。
- ・連座制の適用により、当該候補者の当選が無効となる。
- ・連座裁判が確定した日から5年間、立候補が制限される。

（5）選挙運動費用収支報告書の提出

① 提出義務

選挙運動費用収支報告書は、選挙の期日から15日以内（3月2日（月）まで）に町選管に提出する必要があります。

出納責任者は、候補者の選挙運動に関する寄附やその他の収入、支出について、会

計帳簿に記載された内容を基に「選挙運動費用収支報告書」を作成しなければなりません。この収支報告書には、領収書や支出を証明する書類の写しを添付してください。**提出を怠り、又は虚偽の記入をした出納責任者は処罰されますので、いかなる結果であろうと、立候補者は必ず提出してください。**

【様 式】 ■「選挙運動費用収支報告書」

【参考資料】 ■「選挙運動費用収支報告書＜記入例＞」

※各自データでご作成頂いて構いませんが、提出は紙媒体でお願いいたします。

②追加の収入や支出の報告

提出後に発生した寄附やその他の収入、支出については、その事実が発生した日から7日以内に報告してください。

③作成支援ツールの活用

総務省のホームページには、収支報告書作成の支援用様式（Excel ファイル）や記入例が掲載されています。作成時にぜひご活用ください。

【URL】 https://www.soumu.go.jp/senkyo/sakusei_shien.html



8. 公費負担(選挙公営)

選挙にかかる費用が多すぎると、「お金のある人だけが立候補しやすい」という状態になってしまいます。そこで、国や地方公共団体が選挙運動に必要なお金の一部を負担して、誰でも立候補しやすくする仕組みが「選挙公営制度」です。

「選挙運動用自動車の使用」「選挙運動用ビラの作成」「選挙運動用ポスターの作成」に係る費用について、条例（宇美町議会議員及び宇美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例）で定める限度額の範囲内で公費負担を行います。ただし、供託金没収点に達する得票を得られなかった場合は、公費負担の対象となりません。

【参考資料】 ■資料「公費負担（選挙公営）の手引」

9. 開票及び選挙会

(1) 開票及び選挙会

開票は、選挙会の事務にあわせて行います。日時及び場所は町選管が定め、告示日（2月10日（火））に告示しますが、次のとおり行う予定です。

〔日時〕 2月15日（日） 21時開始

〔場所〕 宇美町役場2階 大会議室

スペースが限られているため、参観人は
少人数でのご協力をお願いいたします。
1階ロビーも開放予定です。

※駐車場について

役場裏の駐車場は使用できません。正面入口側（表）の駐車場をご利用ください。

(2) 選挙立会人の届出（法76）

選挙立会人は、開票や当選人決定の手続が公正に行われるよう監視する役割を持ち、同時に候補者の利益を代表する立場の人です。

①選挙立会人の届出

候補者は、町の選挙人名簿に登録されている人の中から1名を選び、本人の承諾を得て立会人にできます。投票日の3日前（2月12日（木））17時までに、文書で選挙長へ届け出ます。※候補者自身は立会人になることができません。

②選挙立会人の選任

届出が11人以上 → 選挙長がくじで10人を選任します。

届出が10人以下 → 全員を立会人とします。

ただし、同じ政党・政治団体に属する候補者から3人以上届出がある場合、その中からくじで選ばれた2人だけが立会人となれます。

③届出期限等

- | | | |
|--------|----------|--------|
| ・届出期限 | 2月12日（木） | 17時まで |
| ・くじの日時 | 同日 | 17時15分 |
| ・説明会日時 | 同日 | 17時30分 |

10. 選挙運動と政治活動に関するQ&A

1. 選挙運動

(1) 選挙運動の準備・事前運動

	Q	A
1	事前運動とは具体的にどのようなものを指すのか。	選挙運動期間外の選挙運動（個々面接や電話による投票依頼など）はもちろん事前運動となります。後援会などの政治活動であったとしても、実態として氏名普及宣伝が主たる目的と認められる行為は事前運動となり得ます。 例えば、告示日直前に不特定多数へ立候補予定者の氏名が記載された政治活動用ビラや名刺を頒布することや、各戸に訪問することなどは事前運動に該当する恐れがあります。その行為が行われた時期、様態により総合的に判断することになります。
2	準備行為（事前運動にあたらな）として認められる行為は何か。	準備行為として認められる行為は以下のとおりです。 ①推薦を依頼するための内交渉 ②選挙事務所などの借入れの内交渉 ③選挙演説を依頼するための内交渉 ④自動車などの借入れの内交渉 ⑤出納責任者・運動員などになることの内交渉 ⑥選挙運動員等の任務の割り振り ⑦選挙運動用ポスター・看板などの作成，印刷 ⑧選挙運動用葉書の宛名書き，印刷 ⑨選挙公報の文案の作成 ⑩選挙運動費用の調達 など ただし、上記の行為にあわせて投票依頼を行うと事前運動となり禁止されるので注意してください。
3	告示日直前、出陣式の案内状を不特定多数の方に配布することはできるか。	出陣式の案内状は選挙運動に関する文書図画と考えられ、事前運動の禁止規定に抵触します。立候補を予定している者が、選挙を見越して各種あいさつ状の送付や新聞広告上に広告する行為、後援会加入文書に本人の写真や経歴を掲載し依頼することなどは、時期、内容、方法、数量等の態様のいかんによっては事前運動となります。

(2) 選挙期日前に行われる選考会・推薦会など

	Q	A
1	自治会などの選考会や推薦会は、どのような方法で行うことができますか。	白紙の状態での推薦決定は認められますが、特定の候補者を最初から推薦する形は、事前運動の恐れがあります。
2	推薦された者（候補者）が、選考会・推薦会に同席すること、また推薦された結果、「よろしく頼む」とあいさつすることはできますか。	同席は問題ありません。あいさつに関しては、単なる儀礼程度である場合は問題ありませんが、積極的に投票を依頼するようなものと認められる場合は違反となります。
3	自治会の推薦会の決議を、外部に公表することはできますか。	従来から、自治会の決議を他の自治会に通知している場合は、従来の方法で通知することは差支えありません。号外のチラシを配布するなど特別な方法を用いたりした場合は、選挙運動と認められる場合が多いです。また、自治会員以外の者に周知することは、選挙運動と認められる場合が多く、ホームページ上の掲載なども違反となる恐れがあります。
4	労働組合や業者団体の会合で、単に内部行為的に特定の候補者に投票するよう呼びかけることはできますか。	単なる内部行為であっても、投票を依頼する場合は事前運動となり禁止されます。

(3) 選挙運動ができる者

	Q	A
1	選挙運動ができる期間はいつからいつまでですか。	選挙運動は、当該選挙告示日に立候補の届出が受理された時から投票日の前日の午後12時までに限りすることができます。ただし、選挙運動用自動車を使用した連呼行為や街頭演説を行うことができるのは、上記期間の午前8時から午後8時までとなっています。
2	選挙運動と政治活動はどのような違いがあるのですか。	選挙運動は、特定の選挙につき特定の候補者を当選させることを目的とした行為であり、政治活動は、政党その他の政治団体がその政策の普及宣伝、党勢拡張、政治啓発などを行うことであり、特定の候補者の当選を得るための行為ではないものをいいます。政治家個人が行う政治活動も選挙運動に及ばない場合は自由に行えます。

3	選挙運動は誰でもできますか。	選挙運動は、18歳以上であれば誰でもできるのが原則ですが、選挙の公正を確保するため、例外として、次のような者は禁止されています。 (1) 投票管理者、開票管理者、選挙長などの選挙事務関係者 (2) 選挙権、被選挙権を停止されている者 (3) 特定の公務員（中央選挙管理会の委員及び中央選挙管理会の庶務に従事する職員、選挙管理委員会の委員及び職員、裁判官、検察官、会計検査官、公安委員会の委員、警察官、収税管理及び徴税の吏員） (4) 一般職の国家公務員・地方公務員は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="671 696 1398 1189"> <thead> <tr> <th>種別</th><th>選挙運動</th><th>地位利用</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別職の公務員 (市町村長・議員など)</td><td>○</td><td rowspan="6">×</td></tr> <tr> <td>一般職の国家公務員</td><td>×</td></tr> <tr> <td>地方公務員 (町職員など)</td><td>×</td></tr> <tr> <td>町の非常勤職員等 (会計年度職員など)</td><td>×</td></tr> <tr> <td>公立の教員</td><td>×</td></tr> <tr> <td>私立の教員</td><td>○</td></tr> </tbody> </table> ≪地位を利用した選挙運動とは≫ 公務員等がその地位にあるため、特に選挙運動を効果的に行うような影響力又は便益を利用して行う選挙運動のこと ≪例≫補助金交付、契約締結、許可、監査などの職務権限を持つ公務員	種別	選挙運動	地位利用	特別職の公務員 (市町村長・議員など)	○	×	一般職の国家公務員	×	地方公務員 (町職員など)	×	町の非常勤職員等 (会計年度職員など)	×	公立の教員	×	私立の教員	○
種別	選挙運動	地位利用																
特別職の公務員 (市町村長・議員など)	○	×																
一般職の国家公務員	×																	
地方公務員 (町職員など)	×																	
町の非常勤職員等 (会計年度職員など)	×																	
公立の教員	×																	
私立の教員	○																	
4	県知事や市町村長が、推薦人としてビラ等に職名を記載したり、演説会の応援弁士として職名を名乗ったりすることはできますか。	単に職名を通常の方法で記載したり、演説会で単に職名を名乗ったりすることは直ちに地位利用になりませんが、もっぱら選挙区内のその県・市町村に関係する者（その県職員や市町村職員等）を対象として行うときは該当する恐れがあります。																
5	18歳未満の者を使用した選挙運動はできますか。	18歳未満の者は、一切の選挙運動が禁止されています。ただし、文書の発送、看板の運搬、湯茶の接待など選挙人に直接働きかけない機械的な労務を行うことは認められています。上記Q3もご参照ください。																

6	選挙運動用通常葉書の推薦欄に、現職の県知事や市町村長、市町村議会議員の氏名を記載することはできますか。	県知事や市町村長、市町村議会議員等は、法第136条の2の規制を受ける公務員であるため地位を利用した選挙運動はできませんが、それ以外の選挙運動は認められているため、推薦欄に氏名を記載することができます。 ただし、時期や態様によっては、自身の選挙運動又は事前運動と認められ、禁止される場合があります。
7	企業から選挙運動員として従業員を派遣してもらうことはできますか。	従業員が有給休暇等を利用して選挙運動員をすることは問題ありませんが、業務命令での派遣は、法人からの寄附と考えられ禁止されます。

(4) 選挙事務所

	Q	A
1	選挙事務所とは何をするとことを指すのですか。	特定の候補者について投票を得るため、演説会の準備やポスターを貼る手配をするなど、選挙運動に関する事務を取り扱う場所を指します。
2	選挙事務所はいくらでも設置できますか。	町長、町議会議員選挙の場合は、候補者一人につき1個所に限られます。
3	選挙事務所にはどのような表示ができますか。	(1) ポスター、立札、看板の類を通じて3以内 大きさはともに縦 350cm、横 100cm 以内（縦、横は自由） (2) ちょうちん1個 大きさは高さ 85cm、直径 45cm 以内
4	選挙事務所を表示するポスターに、候補者の写真を貼付することはできますか。	できます。ポスターの記載内容に制限はありません。
5	選挙事務所を表示するため、事務所の2階から垂れ幕を垂らす場合、表示されたポスターとなりますか。	垂れ幕は看板の類とみなされますので、規格の制限内であれば差し支えありません。
6	選挙事務所を設置する場所に制限はありますか。	設置する場所に制限はありませんが、投票当日、投票所を設けた場所の入り口から直線距離300メートル以内にある場合は閉鎖するか、300メートル以外の区域に移転させなければなりません。なお、閉鎖や移転を行った際は異動届の提出が必要です。

(5) 戸別訪問と個々面接

	Q	A
1	戸別訪問とはどのようなものですか。	候補者又は運動員が連続して選挙人の家を訪ね、投票を得るため依頼する行為であり禁止されています。ただし、一戸しか訪問しない場合でも、二戸以上訪問する目的を持っていた場合は戸別訪問となります。
2	個々面接とはどのようなものですか。	道路上や電車、バスの中などでたまたま出会った人に投票を依頼する行為であり、これらの行為は禁止されていません。
3	候補者の名刺を選挙人の住居にだまっておいてまわるのは、戸別訪問になりますか。	戸別訪問の禁止違反になるとともに、文書図面の頒布の禁止にもなる恐れがあります。
4	電話での選挙運動はできますか。	選挙の当日を除いて、選挙運動の期間中は、候補者又は第三者でも電話による投票依頼をすることができます。
5	電話で有権者に対し、次々と演説会の開催又は演説を行うことについて通知することは違反になりますか。	電話で通知を行う場合は、戸別訪問にならないので違反になりません。

(6) 署名運動

	Q	A
1	どんな名目の署名運動も禁止されるのですか。	名義が後援会に加入させるためとなっていたとしても、それが投票を得る目的、若しくは得させない目的で署名運動を行ったと認められる場合は、署名運動の禁止行為に該当します。
2	選挙運動に使用するため、演説会場に来た人に受付で記帳させることは差支えありませんか。	「選挙に関し、投票を得若しくは得させない目的」をもって選挙人に対し行われた場合は、署名運動の禁止に抵触します。
3	選挙事務所を訪れた選挙人に、受付で記帳させることは差支えありませんか。	「選挙に関し、投票を得若しくは得させない目的」をもって選挙人に対し行われた場合は、署名運動の禁止に抵触します。

(7) 飲食物の提供

	Q	A
1	飲食物の提供とはどういうことですか。	「飲食物」とは料理、菓子、酒、缶コーヒーなどのように何らの加工もしないでそのまま飲食できるものをいうとされています。選挙運動に関し、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子以外の飲食物を提供することができません。
2	選挙事務所で出せる茶菓子はどの程度ものですか。	まんじゅう、せんべい、みかんなどのお茶受け程度のものです。
3	選挙人が、陣中見舞いとして酒やペットボトルのお茶1箱を贈ることはできますか。	酒は、「湯茶」の類に含まれないため贈ることはできません。お茶については、「湯茶」の類に当たるので贈ることができます。ただし、選挙期日後に「当選祝い」として酒を贈ることは、政治活動の寄附として扱われるため、差し支えありません。

(8) 自動車・船舶・拡声機の使用

	Q	A
1	使用できる自動車はどのような種類ですか。	乗車定員10人以下、車両総重量3.5トン未満の自動車であれば使用できます。
2	法定の選挙運動用自動車1台のほかに、自家用車を使用することがはできますか。	自家用車を、たまたま選挙事務所から演説会場に行くために臨時に使用する程度なら差し支えありませんが、常時そのために待機させて利用するような場合は、違反となります。
3	選挙運動用自動車に乗車する人員には制限がありますか。	乗車する人員は、候補者と運転手一人を除いて4人を超えてはならず、この4人は、選挙管理委員会が定めた腕章をつけなければなりません。
4	選挙期日当日、選挙運動用自動車を公道に面した選挙事務所の駐車場に駐車していても差し支えありませんか。	選挙運動用自動車に取り付けているポスター・看板などは、選挙当日に掲示することができません。したがって、ポスター・看板などを撤去するか文字が見えないようにしなければなりません。
5	拡声機は何台使用できますか。	使用できる数は、候補者一人につき一揃いです。個人演説会の開催中は、その会場において別に一揃いを使用できます。

(9) 文書・図画による選挙運動

	Q	A
1	文書図画とはどういうものをいうのですか。	文書図画の範囲はかなり広く、新聞、雑誌、名刺、挨拶文、ポスター、看板、ちょうちんなど、目で見ても意味の分かるものなら全て含まれます。
2	掲示できる文書図画にはどのようなものがありますか？	(1) 選挙事務所 ○ポスター、立札、看板の類 通じて3以内。大きさは縦 350 cm横 100 cm以内 ○ちょうちん 1個のみ。大きさは高さ 85 cm、直径 45 cm以内 (2) 選挙運動用自動車 ○ポスター、立札、看板の類 数に制限はありません。大きさは、縦 273 cm横 73 cm以内 ○ちょうちん 1個のみ。大きさは高さ 85 cm、直径 45 cm以内 (3) 候補者が使用するタスキ、胸章、腕章の類 ○候補者が使用する場合のみ、制限はなし (4) 個人演説会 ○会場外に掲示するものは、会場ごとに通じて2枚以内で、大きさは縦 273 cm、横 73 cm以内 ※上記の文書図画には、表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。
3	頒布できる文書図画にはどのようなものがありますか。	(1) 選挙運動用通常葉書 ○町長選挙 2,500枚、町議会議員選挙800枚 ・選挙用である旨の表示が必要 ・記載内容は自由 (2) 選挙運動用ビラ ○町長選挙 5,000枚、町議会議員選挙1,600枚 ・選挙管理委員会に届け出た2種類以内のもので、ビラには選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければならない ・規格は、A4版(長さ 29.7 cm、幅 21 cm)を超えないもの ・ビラの表面には、頒布責任者及び印刷者各々の氏名及び住所を記載 ・記載内容は自由 ・頒布方法は、新聞折込み、選挙事務所内、個人演説会の会場内、街頭演説の場所に限られます。 (3) インターネット

		○ウェブサイト等を利用する方法（ホームページ・ツイッターやフェイスブックなどのSNS・動画共有サービス・動画継サイトなど） ○電子メール（候補者及び政党等のみ）
4	選挙運動用通常葉書について、次のような場合は違反となりますか。 (1) 推薦者の代表者が、経営する会社の従業員に推薦者として自らの名前を記載した葉書 (2) 推薦者として、町職員の名前を記載した葉書 (3) 現職の町長・町議会議員が、推薦者欄に名前を記載 (4) 推薦者として、法人名を記載	(1) 自身が経営する会社の従業員に葉書を出すことは問題ありませんが、雇用主としての地位利用や社内での回覧は禁止されます。 (2) 地方公務員は、地方公務員法第36条により政治的行為が制限されているため、推薦者として名前を連ねることはできません。 (3) 単に推薦者として名前を記載することは問題ありません。ただし、自己の氏名普及宣伝が目的と認められる場合は禁止されます。 (4) 差し支えありません。
5	選挙運動用通常葉書に、「〇〇様御一同様」など複数の選挙人を対象とした宛先を記載することはできますか。また、選挙運動用通常葉書を候補者以外の第三者が自己の名義により当該候補者を推薦する形態で使用することはできますか。	同一世帯にある選挙人数名を連記することは、通常の使用方法と解され差し支えありません。会社や工場等選挙人が多数集中しているところへ個人の氏名を記載しないで、「〇〇御中」「〇〇御一同様」と記載して郵送することは、回覧、掲示等による伝達を予定しているものであり、文書の回覧、掲示の禁止に抵触します。
6	宛名人不明により差出人に返送された選挙運動用通常葉書の取扱いは、どのようになりますか。	すでに頒布行為があったとみなされ、当該葉書を制限枚数の範囲内で再差出しする場合は、新たな頒布として取り扱われます。

(10) 言論による選挙運動

	Q	A
1	言論による選挙運動とはどのような方法をいうのでしょうか。	文書図画によらない言論、つまり、演説や録音盤、放送など音声による言論運動という意味です。

2	連呼行為というのはどのようなものですか。	選挙運動のため、ある候補者の氏名、政党の名称、又は演説会若しくは街頭演説のあることを知らせるため、短い言葉を連続して呼称することです。連呼行為は、選挙運動のために使用する自動車上若しくは街頭演説（午前8時から午後8時まで）又は演説会の場所以外では禁止されています。なお、連呼行為ができる場所であっても、学校、病院などでは静穏を保持するよう努めなければなりません。
3	選挙運動期間中、朝6時から候補者がタスキを着けて駅前に立ち、通行人にあいさつを行うことはできますか。	通行人に対する単なるあいさつであり、タスキの着用に時間的制限もないため可能ですが、演説及び連呼行為はできません。
4	合同の個人演説会を開催することはできますか。	第三者主催の候補者合同演説会は開催できませんが、各候補者が主催する合同個人演説会の形式をとれば開催することができます。
5	個人演説会の周知はどのような方法ですることができますか。	選挙運動用ポスター、選挙運動用通常葉書、街頭演説、選挙運動用自動車上での連呼行為、電話、インターネットなどの方法が可能です。各戸を回っての周知は、戸別訪問の禁止に抵触するためできません。
6	午後8時以降に幕間演説で連呼行為はできますか？	幕間演説とは、選挙運動を目的としない集会、あるいは会社や工場での休憩時間などに、たまたまそこに集まっている人たちに向かって行う選挙運動のための演説です。街頭演説以外の演説（個人演説会・幕間演説など）については、連呼行為の時間に制限がないため、午後8時以降でも連呼行為をすることができます。
7	街頭演説は何人でもできますか。	選挙運動に従事する者（候補者本人及び選挙運動用自動車の運転手一人は除く）は、候補者一人について15人を超えてはならず、これらの従事者は、町選管が交付する腕章をつける必要があります。
8	街頭演説の場で、候補者の氏名が入ったビラを頒布することができますか。	町長選挙は5,000枚、町議会議員選挙は1,600枚の選挙運動用ビラの頒布が認められています。

9	街頭演説を同時に数か所で行っても差し支えありませんか。	街頭演説をする時には、町選管が交付する標記を掲げる必要があります。標記の数は一つに決められていますので、必然的に一か所でしかできません。
10	選挙運動期間中、公共施設内で活動中の町民にあいさつ等を行うことができますか。	単にあいさつ程度なら問題ありませんが、あらかじめ聴衆を集めると個人演説会の扱いとなり規制を受けます。
11	公共施設で出陣式を行うことができますか。	出陣式は、選挙運動の演説の一環と考えられます。選挙運動のための演説・連呼行為は、国又は地方公共団体の所有し管理する建物では行うことができませんので、公共施設内での出陣式は禁止されます。

(11) 当選のお礼など

	Q	A
1	当選のお礼の挨拶に制限はありますか。	以下の行為は禁止されています。 (1) 戸別訪問をすること。 (2) 挨拶をする目的をもって文書図画を頒布し又は掲示すること（インターネットは可）。 (3) 挨拶をする目的をもって新聞紙又は雑誌に広告を掲載すること。 (4) 放送設備を利用して放送すること。 (5) 当選祝賀会その他の集会を開催すること。 (6) 自動車を連ねたりして、氣勢を張ること。 (7) 当選したお礼に、氏名等の名称を言い歩くこと。
2	当選のお祝いとしてお酒をもらうことはできますか。	当選祝いのお酒については、一般的に政治活動に対する寄附と考えられるため差し支えありません。 ただし、選挙期間中の陣中見舞いとして、お酒を受け取ることはできません。
3	「当選御礼」の貼紙を事務所に掲示することはできますか。	罰則をもって禁止されます。

2. 政治活動

(1) 政治活動の文書図画

	Q	A
1	候補者の立札・看板を駐車場（無人）のフェンスの金網に掲示することはできますか。	政治活動のために使用する事務所として実態のない場所に掲示することはできません。
2	一般の住宅に候補者用2枚、後援会用2枚の立札・看板を掲示することはできますか。	その場所が、候補者の事務所であり、かつ、後援会の事務所となっているのであれば2枚ずつ掲示できます。
3	選挙運動期間中に新たな政治活動用立札・看板を掲示することができませんか。	選挙運動期間中は、新たな政治活動用立札・看板を設置することも掲示中の看板を移動させることもできません。
4	政治活動用事務所を選挙事務所として使用した場合、政治活動用立札・看板と選事務所を選挙事務所の看板を混在して掲示することはできますか。	それぞれの規格や枚数等の条件を満たしていれば掲示することができます。
5	駅前等で町政報告会を行う際、氏名入りののぼり旗を掲示することはできますか。また、スローガンののぼり旗は掲示することはできますか。	公職の候補者等の氏名が表示された政治活動用立札・看板の類（のぼり旗含む）は、街頭演説の場所では掲示できません。なお、スローガンについては、氏名類推事項に該当しないので掲示することができます。
6	政治活動用自動車の看板に候補者の氏名とスローガンを表示して走行することはできますか。	氏名入りの立札・看板は、政治活動用の事務所において掲示するもの、又は演説会・講演会等の会場においてその開催中に使用するものに限られるため、自動車に取り付けて使用することはできません。なお、スローガンのみの場合は、差し支えありません。
7	政治活動用ポスターについて制限はありますか。	以下の制限があります。 (1) ポスターの表面に、掲示責任者及び印刷者各々の氏名及び住所の記載が必要です。 (2) 極端に大きいもの又は連続して多数掲示している場合は、選挙運動と見られる恐れがあります。 (3) ベニヤ板などの裏打ちによる掲示はできません。 (4) 任期満了の6か月前などの一定期間は、個人の政治活動用ポスターの掲示が禁止されます。

8	町議会議員の任期満了前6か月以内に、当該町議会議員選挙の立候補予定者が弁士として記載された政党等の演説会告知用ポスターを掲示することは認められますか。	以下の事項を主な基準として、総合的に政党等のポスターと認められた場合は掲示することができます。 (1) 弁士が複数であること。 (2) 弁士の全てを同等に扱っていること。 (3) 弁士の1人にかかる面積が純然たる政党部分を超えないこと。 (4) 弁士の全てが同一選挙区の公職の候補者等ではないこと。 ※ただし、上記を満たすポスターであっても、告示日以降は撤去しなければなりません。
9	候補者個人の政治活動用ポスターを会社等の室内へ掲示することはできますか。	任期満了前6か月以内に、不特定多数の者が往来する場所に候補者個人の政治活動用ポスターを掲示することは禁止されています。なお、個人宅に内向きに掲示することは可能です。

(2) 演説等

	Q	A
1	平常時に、公職の候補者が駅前の路上に立ち演説を行っているが、次の行為に問題がありますか (1) 午前6時30分頃からハンドマイクを片手に演説を行うこと。 (2) 警察署の許可を受けずに行うこと。	(1) 平常時の政治活動のための街頭演説については、時間の制限がないため行うことができます。 (2) 道路に人を多数寄せつけて演説するなど、一般の交通に著しい影響を及ぼす場合は警察署の許可が必要な場合がありますが、一般的に、交通の妨害とならない場所に立ち、人の流れを阻害させない状態で演説する場合は、警察署の許可を受けなくても差し支えありません。
2	告示日前に、政治活動用自動車において、特定の候補者名を連呼しながら町内を走行することはできますか。	氏名の連呼行為は、事前運動となる恐れがあります。
3	民間団体が、告示日直前に町内の公民館において、候補者を集めて「公開討論会」を開催することはできますか。また、選挙運動期間中はどうか。	告示日前の「公開討論会」の開催については、内容が候補者の選挙運動にわたらない限り差し支えありません。選挙運動期間中は、演説会を開催することができるのは候補者個人に限られており、民間団体が主催となつての「公開討論会」は開催できません。なお、各候補者が主催者となつての「合同個人演説会」の形をとる場合は差し支えありません。

3. 寄附及びあいさつ状など

(1) 候補者が行う寄附

	Q	A
1	公職の候補者等がする寄附で認められているのはどのようなものですか。	公職の候補者等は、選挙区内にある者に対して、以下の場合を除いて全ての寄附が禁止されています。 (1) 政党その他の政治団体、又はその支部に対する寄附 (2) 公職の候補者等の親族（配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族）に対する寄附 (3) 選挙区内で行う政治教育集会に関する必要最小限度の実費補償 (4) 公職の候補者等が、自ら出席する結婚披露宴における祝儀、葬式や通夜における香典
2	公職の候補者等が、赤い羽根共同募金に募金することは問題ありませんか。	募金先の事務所等が当該選挙区内にある場合は禁止されます。
3	公職の候補者等が、選挙区内にある者の結婚披露宴に自ら出席し、祝儀として金銭以外の品物などを贈ることはできますか。	「祝儀」については、金銭に限らず品物も含まれると解されており、候補者自ら出席して贈る場合は、罰則の適用から除外されています。
4	公職の候補者等が、選挙区内で行われる成人式の参加者に記念品を贈ることはできますか。	罰則をもって禁止されます。
5	公職の候補者等が、選挙区内で行われる成人式に祝電を出すことはできますか。	祝電は寄附でないため、内容が選挙運動にわたらない限り出すことができます。
6	公職の候補者等の親族や秘書が、代理出席して選挙区内にある者に香典を届けることはできますか。	公職の候補者等が自ら出席していないため、できません。
7	「香典」はお金に限られますか。例えば、線香などをもっていくことはできますか。	香典は金銭に限られますので、線香を持って行くことはできません。
8	「ご供花料（仏式）」「御玉串料（神式）」「御花輪料（キリスト教式）」などの表書でお金を出すことも香典に含まれますか。	これらの表書きでお金を出すことも香典として認められます。

9	公職の候補者等が、香典返しをすることは差し支えありませんか。	もらった香典に対して返礼の程度（香典の半額程度）の香典返しをすることは差し支えありません。なお、祝儀のお返しは禁止されています。
10	公職の候補者等が、親族や秘書名義で選挙区内にある者に対して寄附をすることができますか。	罰則をもって禁止されます。
11	公職の候補者等が、町内会の野球大会に際してカップや記念品を贈ることができますか。	罰則をもって禁止されます。
12	公職の候補者等の親族が、その経費を自己負担して自己の名義で寄附をすることができますか。	差し支えありません。

（２）後援団体が行う寄附

	Q	A
1	後援団体がする寄附で認められるのはどのようなものですか。	後援団体は、選挙区内にある者に対して、次の場合を除いて全ての寄附が禁止されています。 （１）当該公職の候補者に対する寄附 （２）政党その他政治団体やその支部に対する寄附 （３）後援団体がその団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附
2	後援団体の「設立目的により行う行事又は事業」とはどのようなものですか。	団体の設立目的の範囲内において行う団体の総会その他の集会、見学、旅行その他の行事や印刷、出版などをいうものと解されています。
3	後援団体の設立目的に会員の親睦が入っている場合、花輪、供花、香典、祝儀等を出すことはできますか。	罰則をもって禁止されます。

（３）あいさつ状・あいさつを目的とする有料広告の禁止

	Q	A
1	禁止されるあいさつ状とはどのようなものですか。	公職の候補者等が、選挙区内にある者に対し、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状を出すことは禁止されています。なお、これらのうち、答礼のための自筆によるものについては禁止の対象とされていません。

2	印刷した時候のあいさつ状に、公職の候補者等が住所と氏名を自書したものは、自書によるあいさつ状と認められますか？	認められません。
3	パソコンにより作成したあいさつ状は、自書によるあいさつ状と認められますか。	認められません。
4	「喪中につき年賀のあいさつを失礼します。」という欠礼の葉書を選挙区内の者に対して出すことはできますか。	年賀状に類するあいさつ状と認められるため、出すことはできません。
5	選挙区内にある者に対する葉書の中に、時候の挨拶とそれ以外の政策の周知のための文書がある場合は、出しても差し支えありませんか。	全体として時候のあいさつ状であるかどうかを判断することになります。
6	有料の政策広告は禁止されますか。	政策広告は、あいさつを目的とする有料広告とは異なるため、禁止されません。
7	有料の政策広告の中にあいさつ文を入れることはできますか	あいさつ文を入れることで、主としてあいさつを目的とする有料広告に該当すると認められた場合は、罰則をもって禁止されます。
8	公職の候補者が発行する政策普及宣伝のためのビラ等に、あいさつ文を掲載することはできますか。	掲載することができます。